

## 職員の給与改定等について

### 1 職員の給与改定について

#### (1) 条例改正に向けた対応

本町の給与について、本年8月の人事院勧告内容に基づき、改正するもの。

#### (2) 給与改定に係る勧告内容

##### ア 月例給

(ア) 令和7年人事院勧告に基づく行政職俸給表（一）等の改定によるもの。

(イ) 民間給与との格差（3.62%）を埋めるため、給料表の改正。（※前年2.76%）

(ウ) 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上させ、人材確保の困難性に対応していくもの。

※大卒程度の初任給を12,000円、高卒程度の初任給を12,300円引き上げ

※医療職給料表（2）及び（3）について、行政職給料表との均衡を基本に改定

##### イ 期末・勤勉手当

民間のボーナス支給状況を踏まえ年間支給月を0.05月（増額し、引上げ分を期末・勤勉手当に均等配分

#### 【職員 年間4.60月⇒4.65月】

年 度	6月期	12月期	遡及適用
令和7年度	期末手当 1.25月（支給済）	1.25月（支給予定）	0.025月
	勤勉手当 1.05月（支給済）	1.05月（支給予定）	0.025月
8年度	期末手当 1.2625月（0.0125増）	1.2625月（0.0125増）	/
	勤勉手当 1.0625月（0.0125増）	1.0625月（0.0125増）	

#### 【定年前再任用短時間職員（暫定再任用職員同様） 年間2.4月⇒2.45月】

年 度	6月期	12月期	遡及適用
令和7年度	期末手当 0.7月（支給済）	0.7月（支給予定）	0.025月
	勤勉手当 0.5月（支給済）	0.5月（支給予定）	0.025月
令和8年度	期末手当 0.7125月（0.0125増）	0.7125月（0.0125増）	/
	勤勉手当 0.5125月（0.0125増）	0.5125月（0.0125増）	

ウ 通勤手当の改定（令和7年4月1日遡及適用）

距離区分（片道）	現行	改定後
片道 2km 以上 10km 未満 (自動車等が原動機付のもの である場合にあっては 7,100 円)	4,200 円 (7,100 円)	4,200 円 (7,100 円)
片道 10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円
片道 15km 以上 20km 未満	10,000 円	10,400 円
片道 20km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円
片道 25km 以上 30km 未満	15,800 円	16,600 円
片道 30km 以上	18,700 円	19,700 円

2 実施時期

令和7年4月1日に遡及し支給。